

市民税・県民税の申告について

平成30年度

平成29年度よりマイナンバーの記載が必要となりました

平成30年1月1日現在、坂東市に住所のある方は収入の有無にかかわらず、市民税・県民税申告書を提出しなければなりません。次の事項を参照のうえ、平成29年中の所得などについての申告をお願いします。

申告書の提出期限は

3月15日(木)です

申告期限が近くなると会場が混雑しますのでお早めに申告してください。

次に該当する方は
市民税・県民税の
申告の必要はありません

市民税・県民税
申告書の提出方法

◆所得税の確定申告書を提出する方
◆給与所得または公的年金所得のみの方(支払者が支払報告書を市役所に提出している方。ただし、他の所得がある場合や所得控除の追加、変更がある場合は申告が必要になります。)
※所得税の確定申告は不要でも、市民税・県民税の申告

◆申告相談会場に持参
◆課税課あてに郵送

〒306-0692
坂東市岩井4365番地
坂東市役所課税課市民税係
※申告書は課税課、さしま窓口センター及び申告相談会場にあります。

申告相談の時に
お持ちいただぐもの

◆ご自身・扶養親族のマイナンバー(12桁)がわかるもの
(個人番号カードなど)

※通知カードの場合は、顔写真付身分証明書(運転免許証など)が必要となります。

◆印かん(シャチハタ不可)
◆収入及び所得の分かるもの

(平成29年中の所得がない場合や遺族年金及び障害年金などの非課税所得のみの場合、公的年金の収入金額が400万円以下であり、かつ、他の所得金額が20万円以下の場合など)

○給与所得者及び年金所得者は、「平成29年分の源泉徴収票」(源泉徴収票が発行されない場合は、事業主からの給与支払証明書または給与明細書)

○給与所得以外の方は、収入金額・必要経費の算定基礎となるもの

※「收支内訳書」を必ず記入してご持参ください。

◆所得控除の分かるもの
○国民年金、生命、地震の各保険料の控除証明書
○障害者手帳など、その他所得控除の分かる証明書など
○医療費の領収書と保険金などで補てんされる金額の分かるもの

申告相談会場では、簡易な所得税の申告のみを受け付けています。過年分(平成29年分以前)の確定申告・配当・譲渡所得・青色申告・消費税・初年度の住宅借入金等特別控除などの申告が

**申告相談会場に
お越しの方へ**

ある方は、直接、古河税務署に提出(郵送可)するか、または電子申告をご利用ください。

■お問合せ
古河税務署
〒306-8686
古河市北町5番2号
☎0280(32)4161

申告相談会場のご案内

会場	受付日	受付時間
さしま窓口センター 2階第1会議室 ☎0297(44)3022 ☎0280(88)1615 (申告期間専用)	2月9日(金) ～16日(金) (土・日・祝日を除く)	午前9時～11時 先着100人 午後1時～4時 受付順の個別相談となります。
岩井公民館 2階会議室 ☎0297(35)8222 (申告期間専用)	2月19日(月) ～3月15日(木) (土・日を除く)	

※地区にかかわらず、さしま窓口センターと岩井公民館のどちらでも申告することができます。

※会場は大変混雑しますので、お急ぎの場合は古河税務署での申告をお願いします。

■お問合せ

課税課 ☎0297(21)2213

※申告相談期間中(2月9日～3月15日)は各申告相談会場にお問い合わせください。